

パリ・ルールブックの解説

本稿は、パリ協定の実施指針(通称パリ・ルールブック)について、わかりやすく解説することを目的としています。2018年にポーランド・カトビチエで開催されたパリ協定第1回締約国会合第3部(CMA1-3)における決定内容までを含んでいます。必ずしも原文に忠実に訳したものではないため、内容の正確性を完全に保証するものではなく、またその後の交渉によって、ルールが更新・改定される可能性があります。また本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。
転載・引用する場合、出所を明記して下さい。

NDCの記述方法【第4条 NDC記載に関するルール】2頁

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関するルール】3～7頁

市場メカニズム活用に関するルール【主に第13条透明性枠組み関連部分】8頁

適応報告【第7条10・11項 適応報告に関するルール】9頁

資金の事前報告【第9条5項に関するルール】10頁

世界全体の進捗の確認方法【第14条グローバルストックテイク(GST)のルール】11頁

実施・遵守促進委員会【第15条 委員会の運営ルール】12頁

気候変動とエネルギー領域ディレクター 水野 勇史

NDCの記述方法【第4条 NDC記載に関するルール (guidance)】

パリ協定の条文

【4条2項】各国はNDCを作成・提出し、維持しなければならない。国はNDCの目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行しなければならない。

【4条8項】全ての国は、NDCの提出に際し、決定1/CP21及び関連するCMA決定に従い、明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報(Information to facilitate clarity, transparency and understanding:ICTU)を提供しなければならない

【4条13項】国はNDCを説明しなければならない。また国は、NDCに関する排出量・吸収量の計算を行うに際しては、CMAが採択する指針に従い、環境十全性、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、二重計上を防止しなければならない。

NDCの明確性、透明性及び理解促進(CTU)のために必要な情報に関する指針 共通ルール

- ✓ 国は第2回以降のNDCの提出に際しては、附属書Iに従って、NDCの明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報を提出しなければならない。また2020年までに提出又は更新するNDCに関してもこれらの情報を提出することを強く要請する。[決定4/CMA1, パラ7]
- ✓ 附属書Iの内容 [決定4/CMA1, 附属書 I]
 1. 参照ポイントに関する定量的な情報 ⇒ 参照年、基準年、参照期間、その他開始ポイント該当する場合は目標年における定量的な政策・措置がNDCの一部である場合等にはその関連情報。数値(例えば%や削減量)で示される参照指標に対する目標。参照ポイントを定量化するために使用したデータの出所。参照指標の値を更新する場合の状況に関する情報。
 2. 時間枠・NDC実施期間 ⇒ 開始・終了日。単年目標か複数年目標か。
 3. 範囲と対象 ⇒ 目標に関する説明。NDCに含まれるセクター、ガス、貯蔵等。
 4. 計画プロセス ⇒ NDCの作成、適用できる場合にはその実施計画に関する情報。共同で取り組む地域経済統合組織とその加盟国等の場合はその特有の情報。国がNDCを作成するに際してグローバルストックテイクの結果をどのように取り込んだか。
 5. (排出量・吸収量の推計・計算方法を含む)仮定と方法的アプローチ
⇒ NDCに相当する排出量・吸収量やNDCにおける政策・措置の実施を説明するための家庭と方法的アプローチ。排出量・吸収量を推計するために用いたIPCC方法論とメトリクス。(吸収源に関するものを含む)セクター、種類、活動毎のIPCCガイドラインと整合した仮定、方法論、アプローチ。該当する場合は6条に基づく自主的な協力の活用意思。
 6. 国のNDCが国情に応じて公平で野心的であることをどのように考慮したか ⇒ 前のNDCよりも前進しているか。途上国は時間とともに経済全体の排出削減目標に移行しているか
 7. NDCが条約第2条の目的達成にどのように貢献するか

国のNDCを説明するための指針 共通ルール

- ✓ 国はこの指針を第2回以降のNDCに適用しなければならず、最初のNDCから適用してもよい [決定1/CP21, パラ32]
- ✓ 指針の内容 [決定4/CMA1, 附属書 I]
 1. 排出量・吸収量の計算 ⇒ IPCCの方法論及びIPCC AR5又はその後のIPCC評価報告書の示す100年積算期間GWPを用いること。
 2. NDCの提出と実施の間での方法的整合性の確保
⇒ 範囲、対象、定義、データ出所、メトリクス、仮定と方法的アプローチの整合性を維持すること。適用できる場合には、温室効果ガスのデータや推計方法についてインベントリーと整合させること。排出量・吸収量の過大又は過小予測を防止する努力をすること。参照ポイント、参照レベルや予測値の更新に際して技術的な変更を行う場合には、その変更はインベントリーの変更、又は方法的整合性を維持しつつ正確性の改善を反映したものであること。
 3. 全ての種類の排出量・吸収量をNDCに含めることを目指すこと ⇒ 一度含めた排出源、吸収源、活動については継続して含めること
 4. 排出量・吸収量の種類を除外した場合の理由の説明

NDC提出のタイミング(COP21決定)

- ✓ 2025年までを期間とする(最初の)NDCを持つ国には、2020年までに新たなNDCを提出し、以降5年毎に提出することを要請 [決定1/CP21, パラ23]
- ✓ 2030年までを期間とする(最初の)NDCを持つ国には、2020年までにNDCを提出又更新し、以降5年毎に提出することを要請 [決定1/CP21, パラ24]
- ✓ 国は、当該年のCMAが開催される9~12ヶ月前までに、NDCを提出しなければならない [決定1/CP21, パラ25]

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関するルール】(modalities, procedures and guidelines : MPGs)

透明性報告書の提出期限 **共通ルール**

- ✓ 国は隔年透明性報告書(biennial transparency report: BTR)と国家インベントリを、単独の報告書として提出する場合には、2024年末までに提出しなければならない [決定18/CMA1, パラ3]
 - ⇒ 後発開発途上国と小島嶼国については任意の時期に提出できる [決定18/CMA1, パラ4]
 - ⇒ 途上国におけるREDD+関連の情報はBTRの附属文書として提出する [決定18/CMA1, パラ14]

BTRの報告内容 [決定18/CMA1附属書, パラ10-14]

共通ルール

- ✓ 各国は排出量・吸収量の国家インベントリを提出しなければならない
 - ⇒ 単独又はBTRの一部として報告する
- ✓ 各国はNDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のために必要な情報を提出しなければならない
- ✓ 各国は気候変動の影響や適応に関する情報を提出するべき(should)
- ✓ 適応報告書をBTRの一部として提出する場合、どこが該当するのか明記する

その他ルール

- ✓ 先進国は資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援についての情報を提出しなければならない
- ✓ 途上国は資金・技術開発及び移転・能力構築に関して必要な及び受領した支援について情報を提出するべき(should)
- ✓ 後発開発途上国と小島嶼国については任意の内容を報告できる

パリ協定締約国に対する既存の制度(カンクン合意に基づくMRVシステム)とMPGsとの関係 [決定1/CP24, パラ38-41]

- ✓ 最後の隔年報告書(BR)提出は2022年末、隔年更新報告書(BUR)提出は2024年末までとする
- ✓ 最後のBR/BUR提出後、カンクン合意に基づく既存のMRVシステムは、パリ協定に基づくMPGsに置き換えられる

国情及び能力に照らし合わせて必要な場合に途上国に付与される柔軟性 [決定18/CMA1附属書, パラ5-6]

- ✓ 能力に照らし合わせて必要な途上国(※第13条ルールにおいては単に「途上国」と略す)に対しては、報告の範囲、頻度、詳細度、審査の範囲等について柔軟性が与えられる
- ✓ 柔軟性を適用するかどうかは自己決定。そのうえでどの柔軟性を適用したか、能力的な課題とこれらの課題を改善する期間の見込みを説明することが必要。
- ✓ 技術専門家チームは、当該国による柔軟性の自己決定や能力的な課題の有無については審査の対象としない

今後の検討事項

- ✓ 2020年のCMA3での採択を目指し、SBSTAに対して以下の作成を要請 [決定18/CMA1, パラ12]
 - ⇒ インベントリーの電子報告のための共通報告表
 - ⇒ NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡の電子報告のための共通表形式
 - ⇒ 資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援、及び資金・技術開発及び移転・能力構築に関して必要な及び受領した支援を電子報告するための共通表形式
 - ⇒ BTR、インベントリー文書、技術専門家審査報告の概要
 - ⇒ 技術専門家審査に参加する技術専門家の訓練プログラム

パリ協定締約国に対するUNFCCC(条約)に基づく報告とMPGsとの関係 [決定1/CP24, パラ42-43]

- ✓ 条約の下での毎年のインベントリ提出義務の履行に際しては、BTRを提出しない年の分を含め、パリ協定に基づくMPGsの手法に従う。審査もパリ協定のMPGsに従う。
- ✓ 条約の下で4年毎の報告が必要な国別報告書については、必要な補足を行った上で、BTRとして提出することができる。
 - ⇒ 必要な補足としては、研究及び組織的観測、教育・訓練及び普及啓発、適応等がある。

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関するルール】(modalities, procedures and guidelines : MPGs)

国家インベントリ報告(主なルールの抜粋)

A. 定義

B. 国情と制度的措置

- ✓ **共通ルール** 各国はインベントリの計画、作成、管理に関して、フォーカルポイント、インベントリ作成プロセス、全ての情報の保管、承認プロセスについて報告する [決定18/CMA1附属書, パラ19]

C. 方法

- 1. 方法論、パラメーター、データ
- ✓ **共通ルール** 各国はIPCC2006年ガイドライン及びCMAで合意されるその後のバージョンや改良版を使わなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ20]
- 2. 鍵となる分類の分析
- 3. 経年での整合性と再計算
- 4. 不確実性評価
- 5. 完全性評価
- 6. 品質保証/品質管理

D. メトリクス

- ✓ **共通ルール** 各国はIPCC第5次評価報告書及びCMAで合意されるその後のIPCC評価報告書における温室効果係数(100年累積値)を使わなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ37]

E. 報告ガイダンス

1. 方法と分野横断的な要素についての情報
2. セクターとガス
 - ✓ 各国は7つのガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) ([柔軟性]途上国については少なくとも3つのガス(CO₂、CH₄、N₂O)を報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ48])
 - ✓ **共通ルール** 各国はエネルギー、工業プロセス及び製品使用、農業、土地利用・土地利用変化・森林、廃棄物の各セクターについて報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ50]
3. 報告年
 - ✓ 各国は1990年以降 ([柔軟性]途上国については、最低限NDCの参照年及び少なくとも2020年以降の毎年分)を報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ57]
 - ✓ 各国はある年の排出量について、2年以内 ([柔軟性]途上国については3年以内)の毎年分にインベントリを提出しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ58]

NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡の報告(主なルールの抜粋)

A. 国情と制度的措置

- ✓ **共通ルール** 各国は、該当する場合はITMOs使用のためを含む、NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡を行うための制度的措置を報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ61]

B. 更新を含む国のNDCの説明

C. NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡

- ✓ **共通ルール** 各国は、NDCの実施と達成に向けた進捗を追跡するための指標を特定しなければならない。指標はNDCに関する定性又は定量的なものとする。 [決定18/CMA1附属書, パラ65]
- ✓ **共通ルール** 各国は、参考ポイント、レベル、ベースライン、基準年又は開始年についての選択した指標の情報を提出し更新しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ67]
- ✓ **共通ルール** 各国は、NDCの最終年又は最終期間の情報を含むBTRには、NDCの達成評価、選択した指標の最新情報を報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ70]
- ✓ **共通ルール** 各国は、目標、ベースライン設定、各指標に関して使用した方法論又は計算アプローチの説明を報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ74]

D. 緩和の政策・措置、行動、計画

- ✓ **共通ルール** 各国はその行動、政策・措置の内容について表形式を用いて報告しなければならない [決定18/CMA1附属書, パラ82]

E. 温室効果ガス排出量・吸収量の要約

F. (適用可能な場合) 温室効果ガス排出量・吸収量の予測

- ✓ 各国は温室効果ガス排出量・吸収量を予測しなければならない ([柔軟性]途上国については奨励) [決定18/CMA1附属書, パラ93]
- ✓ 予測は、「措置あり」を必ず含み、「追加的措置あり」「措置なし」の場合を含めてよい [決定18/CMA1附属書, パラ94]
- ✓ 予測はインベントリでの報告年から少なくとも15年以上で0から終わる年まで ([柔軟性]途上国についてはNDC終了年まで)とする [決定18/CMA1附属書, パラ95]

G. その他の情報

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関するルール(modalities, procedures and guidelines : MPG)】

その他の報告事項(各章のタイトル)

共通の非義務的報告事項

気候変動による影響と適応に関する情報 [決定18/CMA1附属書, セクションIV]

- A. 国情、制度的措置及び法的枠組み
- B. 適切な場合、影響、リスクと脆弱性
- C. 適応の優先度と障壁
- D. 適応を国家政策・戦略に統合するための適応戦略、政策、計画、目標、行動
- E. 適応の実施の進捗
- F. 適応行動とプロセスのモニタリングと評価
- G. 気候変動影響による損失と被害を回避、最小化、対応するための関連情報
- H. 協力、優良事例、経験と学んだ教訓
- I. 気候変動による影響と適応に関するその他の関連情報

先進国の義務的報告事項

資金・技術開発及び移転・能力構築に関して

提供・動員した支援に関する情報 [決定18/CMA1附属書, セクションV]

- A. 国情、制度的措置
- B. 基礎的仮定、定義、方法論
- C. 提供・動員した資金支援についての情報
- D. 提供した技術開発及び移転の支援についての情報
- E. 提供した能力構築支援についての情報

途上国の非義務的報告事項

資金・技術開発及び移転・能力構築に関して必要・受領した支援に関する情報 [決定18/CMA1附属書, セクションVI]

- A. 国情、制度的措置、国主導の戦略
- B. 基礎的仮定、定義、方法論
- C. 途上国にして必要な資金支援についての情報
- D. 途上国として受領した資金支援についての情報
- E. 途上国として必要な技術開発及び移転の支援についての情報
- F. 途上国として受領した技術開発及び移転の支援についての情報
- G. 途上国として必要な能力構築支援についての情報
- H. 途上国として受領した能力構築支援についての情報
- I. 途上国として必要・受領した透明性関連活動の実施のための支援についての情報

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関するルール(modalities, procedures and guidelines : MPGs)】

技術専門家審査(technical expert review: TER))

審査の範囲 [決定18/CMA1附属書1, パラ146-149]

- ✓ TERは以下により構成される
 - ⇒ 各国の提出した、排出量・吸収量の国家インベントリ、NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のために必要な情報、先進国の資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援、についての整合性の審査
 - ⇒ NDCの実施と達成に関する検討、関連する場合、国が提供した支援の検討、透明性の実施に関して改善箇所の特定、途上国については能力構築ニーズの特定への支援
- ✓ TERは促進的、非干渉的、非懲罰的、かつ国の主権を尊重しつつ実施され、国に不必要的負担をかけない
- ✓ TERは以下を行ってはならない
 - ⇒ 政治的な判断、NDCそのもの及びNDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のための指標の妥当性や適切性の審査、国内政策の妥当性についての審査、提供了支援の妥当性についての審査
 - ⇒ 国情及び能力に照らし合わせて必要な場合に途上国に付与される柔軟性について、柔軟性適用及び能力的な課題とこれらの課題を改善する期間の見込みについての審査、又は当該途上国が柔軟性を適用せずに実施できる能力を保有しているかどうかの審査

TERの形式 [決定18/CMA1附属書、パラ151-161]

机上審査 TERチームのメンバーが、それぞれの自国からリモート審査する

中央審査 TERチームのメンバーが1ヶ所に集まり、複数の国

訪問審査 TERチームのメンバーがTER対象国を訪問し審査を行う。

簡易審査 インベントリについて事務局が完全性やMPGsとの整合性の初期評価を行う。初期評価の結果はTERに引き継がれる。

- ✓ 訪問審査、簡易審査の対象とならないBTRは、中央審査又は机上審査を受ける
- ✓ 各国は以下に関して訪問審査を受けなければならない
 - ⇒ 最初のBTR
 - ⇒ 10年間の間に少なくとも2つ(うち1つはNDCの達成についての情報を含むもの)のBTR
 - ⇒ 前回のTERにおいて勧告があったBTR
 - ⇒ TER中に対象国から要請があったBTR
- ✓ 机上審査は5年に1回以上の頻度では行わず、国がNDCを提出・更新した直後に提出されたBTRやNDCの達成情報を含むBTRは、その対象とならない。
- ✓ 【柔軟性】途上国は訪問審査の代わりに中央審査を選ぶことができる(ただし訪問審査を受けることが奨励される)
- ✓ BTR提出年以外の年のインベントリは簡易審査を受ける。簡易審査の結果は次のTERに反映される。

訪問審査、中央審査、机上審査の手順 [決定18/CMA1附属書、パラ162]

- ⇒ 事務局が、国からの情報受領後、審査週の14週間前までに対象国と日程について合意する
- ⇒ 事務局が、審査週の10週間前までにTERチームを構成する
- ⇒ TERチームは、審査週の4週間前までに、対象国に初期的質問を送付する(以降、追加質問もあり得る)
- ⇒ 対象国は、質問に対して2週間以内(【柔軟性】途上国については3週間以内)に回答する努力を行う
- ⇒ TERチームは、審査週の最後に、対象国に対する改善箇所案について、義務的事項については勧告、非義務的事項については奨励を行う
- ⇒ TERチームは、審査週の2ヶ月後までに、TER報告書案を作成し事務局を通じて対象国にコメントを求める
- ⇒ 対象国は、TER報告書案受領後1ヶ月以内(【柔軟性】途上国については3ヶ月以内)にコメントを行う
- ⇒ TERチームは、コメント受領後1ヶ月以内に最終TER報告書を作成する
- ⇒ TERチームは、TERプロセス開始後、12ヶ月以内にTER報告書を完成させよう努力を行う(TER報告書はUNFCCCウェブサイトにて公表する[決定18/CMA1附属書、パラ188])

簡易審査の手順 [決定18/CMA1附属書、パラ163]

- ⇒ 事務局が、国からの情報受領後、6週間以内に、初期評価書案を作成し対象国に送付する
- ⇒ 対象国は、初期評価書案受領後4週間以内にコメントを行う
- ⇒ 事務局は、コメント受領後4週間以内に最終初期評価書をUNFCCCウェブサイトコメントに公表する

TERチームと制度的措置 [決定18/CMA1附属書、パラ172-186]

- ✓ 技術専門家は、国や、適切な場合は国際機関が作成する専門家リストより指名される。技術専門家に指名されるためには、技術専門家の訓練プログラム(CMA3までにSBSTAで作成予定)を完了していることが必要。
- ✓ TERチームの構成は審査する情報の内容を考慮し、対象国で主要な温室効果ガス排出セクターや緩和、支援の専門家、関連する場合には協力的アプローチや土地セクターの専門家より、事務局が構成する。その際、先進国と途上国出身者のバランス、また可能な限り地理的及びジェンダーバランスを確保する。途上国からの審査員にはUNFCCC規定に沿った費用負担を行う。
- ✓ 可能な限り、少なくとも1人の審査員は、対象国の言語に堪能であるべき
- ✓ ある国の審査について、同じTERチームが連続して担当することはできない
- ✓ TERチームは2人(先進国と途上国から1人ずつ)の代表審査員をおく。代表審査員は、条約またはパリ協定第13条の下での審査に参加した経験を持つ人から選ぶよう努力する。
- ✓ 代表審査員はTER実施全般を管理し、審査の目的と品質の確保を行う。また毎年の代表審査員会議に参加し、TERの品質、効率整合性の改善のための議論に参加し、会議の結論作成を行う。

報告・審査方法【第13条透明性枠組みに関するルール(modalities, procedures and guidelines : MPGs)】

促進的・多国間での進捗の検討(facilitative, multilateral consideration of progress : FMCP)

範囲 [決定18/CMA1附属書, パラ189]

- ✓ 締約国のパリ協定第9条(資金)に基づく努力とNDCの実施と達成

検討する情報 [決定18/CMA1附属書, パラ190]

- ✓ 国から提出された「TERの審査の範囲」の情報、当該国に対するTER報告書、国から提出されたその他の情報

フォーマットとステップ [決定18/CMA1附属書, パラ191-196]

書面質疑フェイズ

- ⇒ 対象国に対して、締約国が、FMCPの範囲に整合しつつ、書面による質問を提出する
- ⇒ 質問は、WG会合フェイズの3ヶ月以上前に公開されるオンラインプラットフォームを通じて提出する
- ⇒ 対象国はWG会合フェイズの2ヶ月前以降に、提出された質問に対して回答を行う
- ⇒ 対象国はWG会合フェイズの1ヶ月前まで(**柔軟性**途上国については2週間前まで)に、提出された質問に対してオンラインプラットフォーム上で書面で回答するよう最善の努力を行う
- ⇒ 事務局は質疑の内容を集約して、WG会合フェイズまでにUNFCCCウェブサイトにて公開する

頻度とタイミング [決定18/CMA1附属書, パラ197-198]

- ✓ FMCPは対象国のTER報告書公表後、可能な限り速やかに開始する。対象国のBTR提出後12ヶ月以内にTER報告書が完成していない場合、事務局が、次の可能な機会にFMCPに参加できるよう調整する
- ✓ 対象国が期限の12ヶ月後までにBTRを提出しなかった場合、事務局が対象国と協議の上、次の可能な機会にFMCPに参加できるよう調整する

ワーキンググループ(WG)会合フェイズ <SBI期間中に実施>

- ⇒ 対象国による発表
- ⇒ 発表内容とFMCPで検討する情報に関してディスカッションを行う。全締約国が参加可能であり、質問を行う
- ⇒ WG会合はオブザーバーに対して公開し、ライブ中継を行う
- ⇒ 対象国は、WG会合の30日後までに、ディスカッションの間に提示された質問に対して、オンラインプラットフォームを通じて、追加的な書面回答を行うことができる
- ⇒ WG会合には後発開発途上国と小島嶼国は、グループとして参加可能
- ⇒ 事務局は、SBIの前又は後に、(a)対象国がウェビナーを行える、(b)書面質疑を促進する、(c)専門家のリモート参加等によりWG会合フェイズを促進する、ようオンラインプラットフォームを設立する

市場メカニズム活用に関するルール【主に第13条透明性枠組み関連部分】

パリ協定の条文

【6条2項】国は、NDCのために国際的に移転される緩和成果(internationally transferred mitigation outcomes:ITMOs)の使用を伴う協力的アプローチを自主的に活用する際には、持続可能な開発を促進し、環境十全性及び透明性(ガバナンス含む)を確保し、CMAが採択する指針に整合する健全なアカウンティング(特に二重計上の防止)を適用しなければならない

【6条3項】NDCを達成するためのITMOsの使用は任意であり、参加する国が承認しなければならない

NDCの明確性、透明性及び理解促進のために必要な情報に関する指針

✓ (NDCの提出に際しての記入項目である)「(排出量・吸収量の推計・計算方法を含む)仮定と方法的アプローチ」において、該当する場合は、第6条に基づく自主的な協力を活用する意図について報告が必要 [決定4/CMA1, 附属書I, パラ5(g)]

透明性枠組みに関する指針(modalities, procedures and guidelines:MPGs)

セクションII 温室効果ガス排出量・吸収量に関する国家インベントリー報告、項目E 報告ガイドンス、2. セクター・ガス

✓ 途上国は、追加的4ガス(HFCs, PFCs, SF₆ and NF₃)について、第6条に基づく活動の対象となっている場合、インベントリーでの報告が必要 [決定18/CMA1附属書、パラ48]

透明性枠組みに関する指針 セクションIII NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡

項目B NDCの説明

✓ NDCのために第6条に基づくITMOsの使用と伴う協力アプローチを活用する意図について報告が必要 [決定18/CMA1附属書、パラ64(f)]

項目C NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡のために必要な情報

✓ NDCのためにITMOsの使用を伴う協力アプローチに関する、第6条に関するCMAガイドンスと整合した方法論の説明 [決定18/CMA1附属書、パラ75(f)]
✓ 関連する場合、第6条に関するガイドンスに従うことを含め、温室効果ガス排出削減量の二重計上をどのように防止したかについての説明 [決定18/CMA1附属書、パラ76(d)]
✓ NDCのためにITMOsの使用を伴う協力アプローチに参加する各国、又はNDCの達成目的以外の国際的な削減目標に緩和成果を使用することを承認する各国は、関連する第6条のCMA決定と整合しつつ、構造表を用いて以下の情報を提供することが必要 [決定18/CMA1附属書、パラ77(d)]

⇒ NDCの対象範囲の毎年の排出量・吸収量(報告は隔年)

⇒ 第6条のCMA決定と整合しつつ、NDCの対象範囲の排出・吸収量に対して、初回移転/移転したITMOs量は加算し、使用/獲得したITMOs量は減算する相当調整(corresponding adjustment)を反映した排出量バランス

⇒ 第6条の報告に関するCMA決定と整合したその他の情報

⇒ 第6条のCMA決定と整合しつつ、協力的アプローチがどのように持続可能な開発を促進し、環境十全性及び透明性(ガバナンス含む)を確保し、健全なアカウンティング(特に二重計上の防止)を適用したかについての情報

透明性枠組みに関する指針

セクションV 資金、技術開発・移転、能力構築に関する提供・動員した支援

項目B 仮定、定義、方法論

✓ 提供・動員として報告した資金と、NDCの達成に向けて獲得した国が第6条のために使った資金とのダブルカウントをどのように防止したかについて報告が必要 [決定18/CMA1附属書、パラ121(m)(iii)]

パリ協定第6条(協力的アプローチ、6条4項メカニズム、非市場アプローチ等)に関する検討

✓ SBSTAに対して、2019年のCMA2での採択を目指し、COP24中に作成された文書(2つを指定)を考慮しつつ、検討を継続することを要請 [決定8/CMA1, パラ3]

※COP24では、パリ協定第6条に関する検討についてガイドンス等を決定することができなかった。6条2項に基づくITMOs活用の詳細アカウンティングルールや、6条4項メカニズム(国連管理型クレジット制度)の制度設計については継続検討となった。

※継続検討のために指定された文書のうち、議長提案カトヴィチ・テキストにおいては、単年目標へのITMOsカウント方法として、NDCの目標年に初回移転・使用した量による相当調整、NDC期間中に初回移転・使用した年平均量による相当調整、NDC期間中に初回移転・使用した累積量による相当調整等の方法が記載されている [The Katowice Texts Proposal by the President, ページ34]

適応報告【第7条10・11項 適応報告に関するルール(guidance)】

パリ協定の条文

【7条10項】各締約国は、適切な場合には、途上国に追加的な負担を生じさせることなく、適応の報告（自国の優先事項、実施及び支援の必要性、計画や行動に関するものを含むことができる）を定期的に提出・更新すべきである。

【7条11項】10項に規定する適応報告については、適切な場合には、他の情報又は文書（国家適応計画（NAP）、第4条2に規定するNDC又は国別報告書（NC）を含む）の構成要素として、又はこれらと併せて定期的に提出・更新する。

適応報告の目的 [決定9/CMA1, パラ1]

- ✓ 適応の可視性と特徴、緩和とのバランスを増大させる
- ✓ 適応行動と途上国への支援を強化する
- ✓ グローバルストックテイクにインプットを提供する
- ✓ 適応の必要性と行動についての学習と理解を強化する

- ⇒ 国主導で、報告の方法の選択を含む柔軟性があること
⇒ 途上国に追加的な負担を与える、締約国間で比較するものではなく、審査の対象でもない
[決定9/CMA1, パラ2]

→ 適応報告、及び他の関連する情報は統合され、適応のグローバル目標の達成に向けた全体的な進捗の審査に向けて貢献する [決定9/CMA1, パラ14]

適応報告の提出・更新方法 [決定9/CMA1, パラ3-6]

- ✓ （提出は義務ではない）
- ✓ 他の文書（NAP、NDC又はNCを含む）、あるいはパリ協定第13条8項に基づく気候変動による影響と適応に関する報告の一部として、またはこれらと併せて、定期的に提出・更新する
- ✓ 適応報告は、事務局が管理する公的登録簿に記録される
- ✓ 各国に、グローバルストックテイクに間に合うよう適応報告を提出することを招請する
- ✓ 各国に、適応報告がどこに該当するのかを明確に特定するとともに、連続的に番号を付すことを奨励する [決定9/CMA1, パラ10]

適応報告の提出支援 [決定9/CMA1, パラ20]

- ✓ GEF（地球環境ファシリティ）に、途上国の適応報告作成に対する支援の検討を要請する

適応報告の要素 [決定9/CMA1, パラ7-9] [決定9/CMA1附属書]

- ✓ 以下の要素（適切な場合には事前情報を含む）を含めることを各国に招請。各国の国情や提出方法を考慮し、提出する情報を調整しても構わない。
 - (a) 国情、制度的措置及び法的枠組み
 - (b) 適切な場合、影響、リスクと脆弱性
 - (c) 国家の適応優先、戦略、政策、計画、目標、行動
 - (d) 実施と途上国における支援の必要性、途上国に対する支援の提供
 - (e) 以下を含む、適応行動と計画の実施
 - (i) 進捗と達成された結果
 - (ii) 認識のための途上国の適応行動
 - (iii) 適切な場合には、国家、地域、国際的なレベルでの適応を強化するための協力
 - (iv) 適応の実施に関する障壁、課題、ギャップ
 - (v) 良好事例、学んだ教訓、情報共有
 - (vi) モニタリングと評価
 - (f) 緩和のコベネフィットを含む、適応行動及び/又は経済的多様化計画
 - (g) 適応行動が、どのように他の国際枠組み及び/又は国際条約に貢献しているのかについての情報

補足ガイダンスの作成 [決定9/CMA1, パラ15]

- ✓ 適応委員会に対して、IPCC第2作業部会と関与しつつ、SBI57（2022年11月予定）で検討するため、2022年6月までに、各国が自主的に使用するための補足ガイダンス案の作成を要請する

ガイダンスの見直し [決定9/CMA1, パラ16-18]

- ✓ 各国からの意見や統合報告書を考慮しつつ進捗を確認し、必要に応じて、2025年のCMA8にてガイダンスを改訂する
- ✓ 各国には、2025年2月までに、本ガイダンスの適用の経験に関する情報について意見提出を招請する
- ✓ 事務局には、SBI62（2025年5月予定）での検討のために、提出された意見の統合報告書を作成することを要請する

資金の事前報告【第9条5項に関するルール】

パリ協定の条文

【9条5項】先国は、適切な場合には、1項及び3項に関連する情報であって、定量的・定性的に示されるもの(可能な場合には、途上国に供与される公的資金の予想レベルを含む)を2年ごとに報告する。資金を供与する他の国は、自主的に当該情報を2年ごとに通報することが奨励される。

隔年資金事前報告の提出 [決定12/CMA1, パラ4-5]

- ✓ 先進国に、隔年資金事前報告について、2020年から提出するよう要請する
- ✓ その他の国には、自主的に隔年で提出するよう奨励する



事務局による統合・編集 [決定12/CMA1, パラ6-7]

- ✓ 事務局が、同報告の掲載と記録のための専用オンラインサイトを構築する
- ✓ グローバルストックテイクへの情報提供を目的として、2021年から同報告に含まれる情報について、事務局が統合・編集を行う



CMA会合での議論 [決定12/CMA1, パラ8-11]

- ✓ 最初の同報告の提出の翌年(2021年)から、隔年でCMA会合期間中にワークショップを開催する
- ✓ CMA4(2021年11月予定)以降、統合・編集された情報と、上記ワークショップの概要報告について、CMAとして検討を行う
- ✓ 2021年から隔年で、特にワークショップ概要報告と隔年資金事前報告から情報提供を受けて、「気候資金に関するハイレベル閣僚級対話」を開催する
- ✓ 次のCMA会合で検討するために、CMA議長が、対話における討議内容を要約する



COPとの関係 [決定12/CMA1, パラ12]

- ✓ COPに、統合・編集された情報とワークショップ概要報告のそれぞれについて検討することを招請する

隔年資金事前報告に含まれるべき情報 [決定12/CMA1附属書]

- (a) 可能な場合、途上国に対して供与される公的資金の予想レベルの明確性を向上するための情報
- (b) 可能な場合、予想レベル・チャネル・手段を含む、プログラムに関する定量的・定性的な示唆的情報
- (c) 地域・地理、受領国、受益者、対象グループ、分野、ジェンダー対応を含む、政策と優先度に関する情報
- (d) 緩和、適応、分野横断的活動、技術移転、能力構築等への支援の、目的とタイプに関する情報
- (e) 途上国への情報提供に役立てるための、気候資金の供給者が提案書を評価するために必要としている要因についての情報
- (f) 提供される新規かつ追加的な資金、及び国がどのようにそうした資金が新規かつ追加的と決定するのか
- (g) 国情及び事前情報の提供に関する制約に関する情報
- (h) 気候資金の予想レベルのために使用した方法論や仮定に関する情報
- (i) 過去に遭遇した課題や障壁、学んだ教訓やそれらを克服するために講じた措置に関する情報
- (j) 適応のための公的及び無償資金の必要性を検討しつつ、国主導の戦略や、特に小島嶼開発途上国や後発開発途上国のような気候変動の悪影響に特に脆弱で多大な能力制約を持つ途上国の必要性や優先度を考慮し、国がどのように適応と緩和のバランスを保つことを目指しているかについての情報
- (k) 公的資金と民間資金の関係を含む、多様な資金源からの気候資金を動員するための世界的努力の一部としての、追加的な気候資金を動員するための行動と計画に関する情報
- (l) 資金支援が、どのように途上国の必要性や優先度に効果的に対応し、国主導の戦略を支援するのかについての情報
- (m) 供与・動員される支援が、低温室効果ガス及び気候に対して回復力のある開発に向けた経路と整合的な資金フローとなるような努力を支援することを含む、どのように途上国のパリ協定の長期目標を達成するための努力を助けることにつながるのかについての情報
- (n) 回復力を含む、気候変動への考慮を開発支援に統合するための努力に関する情報
- (o) 途上国に提供される支援がどのように能力を強化するのかについての情報

⇒ CMA6(2023年)にて、含まれるべき情報の更新を検討する [決定12/CMA1, パラ13]

世界全体の進捗の確認方法【第14条グローバルストックテイク(GST)のルール】

パリ協定の条文

- 【14条1項】CMAは、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するための協定の実施状況に関する定期的な確認(GST)を行う。CMAは、包括的及び促進的な方法で、緩和、適応並びに実施及び支援方法を考慮し、また衡平性及び最良の科学に照らして、世界全体としての実施状況の検討を行う。
- 【14条2項】CMAによって別の決定がなされない限り、最初のGSTは2023年に行い、以降5年毎に行う
- 【14条3項】各国が行動や支援、国際協力を更新・強化するに際して、GSTの結果を国に提供しなければならない

GSTの構成要素 [決定19/CMA1, パラ3]

情報収集・準備

情報を収集、編集、統合

SBSTA/SBIの共同コンタクトグループ(JGC)を設置しGSTを支援する [決定19/CMA1, パラ4]

技術評価 パリ協定の目的・長期目標の達成に向けた全体進捗評価のための、パリ協定の実施状況の確認

結果の検討 GST達成のための技術評価の含意の議論。

- ⇒ 「技術評価」を行う会合の1つ前の会合で開始する [決定19/CMA1, パラ8]
- ⇒ 「技術評価」に3ヶ月以上前までにインプット
- ⇒ 「結果の検討」の6ヶ月以上前までに終了
- ⇒ 「技術評価」までに、事務局がすべてのインプットをオンラインで利用可能にし、ウェビナーを開催 [決定19/CMA1, パラ19-21]
- ⇒ 事務局に各種統合報告作成を要請 [決定19/CMA1, パラ23]
- ⇒ SBSTA/SBIに対し、IPCC報告で特定されたパリ協定の目的及び長期的な目標に関連するギャップを考慮し、GSTにおける情報ギャップの特定等を要請 [決定19/CMA1, パラ25]

- ⇒ 2023年のCMA6の前の連続した2回(IPCC報告書の公表のタイミングによっては3回)の補助期間会合を通じて実施する [決定19/CMA1, パラ8]。時間の有効活用のため、情報収集・準備と重なることがあり得る [決定19/CMA1, パラ26]
- ⇒ IPCC評価結果を効果的かつバランスよく検討する [決定19/CMA1, パラ28]
- ⇒ 対応措置影響フォーラムも結果を要約する [決定19/CMA1, パラ32]

技術対話 [決定19/CMA1, パラ5-6]

- ⇒ GST情報源からのインプットを専門家が検討しJGCを支援する
- ⇒ 補助機関会合中のラウンドテーブルやワークショップ等により意見・情報を交換
- ⇒ 2人の共同ファシリテータをおき、対話の実施と技術評価の結果としての事実関係を統合する報告やその他アウトプットを作成する
- ⇒ 透明性を確保し、締約国が、パリ協定・UNFCCCのための組織・フォーラム・制度や専門家と議論を行えるようにする [決定19/CMA1, パラ30]

- ⇒ CMA/SBSTA/SBI議長によるハイレベル委員会が議長役を務める会合にて、技術評価の結果と含意について締約国が議論・検討
- ⇒ 結果は、GSTの分野に関して全体としての行動と支援を強化するまでの機会と課題を特定し、政治的に鍵となるメッセージを要約し、CMA決定に参照される [決定19/CMA1, パラ33-34]

GSTにインプットする情報

- ✓ 全体レベルで検討する情報の対象 [決定19/CMA1, パラ36]
 - ⇒ 排出量・吸収量の状況、NDC全体の効果及び進捗、適応努力や支援の状況、資金フロー・実施手段と支援(隔年評価や資金のための常設委員会の気候資金フロー概要を含む)、損失と被害の最小化等に向けた行動・支援への努力、障害と課題(途上国における資金、技術、能力構築のギャップ含む)、国際協力強化のための良好事例や潜在機会、公平性の考慮等
- ✓ インプットする情報源 [決定19/CMA1, パラ37]
 - ⇒ パリ協定・UNFCCCに基づいて提出される国からの報告書、IPCCの最新報告書、補助機関の報告、パリ協定・UNFCCCのための組織・フォーラム・制度からの報告、事務局が作成する統合報告、UNFCCCプロセスを支援する国連機関や国際組織、国からの自主的な意見提出、地域グループや機関からの報告、非国家主体・UNFCCCオブザーバー組織からの意見

- ✓ GSTの結果については、パリ協定の実施に向けた全体の進捗を確認するものであり、個別の国に焦点を当てるものではない [決定19/CMA1, パラ14]
- ✓ GSTは、非国家主体の参加を得て、透明性を持って運営する締約国主導プロセスであり、全てのインプットはオンライン等を通じて締約国からのアクセスを可能とする [決定19/CMA1, パラ10]
※ただしGST指針であるL16文書における非国家主体の役割は、GSTにインプットする情報源としての意見提出のみとなっている

実施・遵守促進委員会【第15条 委員会の運営ルール(modalities and procedures)】

パリ協定の条文

【15条1項】この協定により、この協定の規定の実施及び遵守を促進するための制度を設立する。

【15条2項】1項に規定する制度は、専門家により構成され、かつ、促進的な性格を有する委員会であって、透明性があり、敵対的でなく、及び懲罰的でない方法によって機能する。当該委員会は、各締約国的能力及び事情に特別の注意を払う。

【15条3項】2項に規定する委員会は、CMA1(第1回会合)において採択する方法及び手続に従って運営し、CMAに対し毎年報告を行う。

実施・遵守促進委員会による検討の開始

締約国による書面申告

[決定20/CMA1附属書、パラ20-21]

- ✓ ある締約国が、自国のパリ協定の条項の実施又は遵守について、書面を提出した場合、必要に応じて委員会が検討する。
⇒ 委員会は提出された書面が十分な情報を含んでいるかについて検証するため、予備的な調査を実施する

委員会による開始

[決定20/CMA1附属書、パラ22(a)]

- ✓ 締約国が以下に該当する場合、委員会が検討を開始する
⇒ パリ協定第4条に基づいてNDCを提出・維持しなかった場合
⇒ パリ協定第13条7項(国家インベントリ報告、NDCの実施・達成に向けた進捗の追跡の報告)、第13条9項(先進国による、途上国に対する資金・技術開発及び移転・能力構築に関して提供・動員した支援に関する情報)、第9条7項(先進国による、途上国に対する公的な関与を通じて動員された支援に関する情報)に基づく義務的な報告や情報を提出しなかった場合
⇒ 促進的・多国間での進捗の検討(FMCP)に参加しなかった場合
⇒ パリ協定第9条5項(先進国が途上国に供与する資金)に基づく義務的な情報を提出しなかった場合
- ✓ 委員会は、上記の報告や情報の内容は、検討の対象としない

TER勧告による開始

[決定20/CMA1附属書、パラ22(b)]

- ✓ パリ協定第13条7項及び9項に基づいて締約国が提出した情報に、重大かつ繰り返し不一致がある場合
⇒ 検討は、最終TER報告及び審査中に対象国から提出された書面コメントに基づく

委員会での検討

[決定20/CMA1附属書、パラ25]

- ⇒ 当該国が委員会での議論に参加する
- ⇒ 検討の過程で、専門家やパリ協定下の関連機関から追加的な情報の提供を受ける
- ⇒ 措置や勧告案のコピーを当該国に送付し、当該国からのコメントを措置や勧告の作成に考慮する

委員会のとる措置

[決定20/CMA1附属書、パラ28-31]

- ⇒ 当該国の課題の特定、勧告の作成、情報共有のために当該国と対話をを行う
- ⇒ 課題と解決策の特定のため、当該国がパリ協定下の適切な資金、技術、能力構築関係の機関と取組を行うことを支援する
- ⇒ 当該国に対して勧告を行い、適切な場合には、対象国の同意を得て、関連する機関等に対して勧告を伝える
- ⇒ 行動計画を作成を勧告し、求められた場合には、当該国との計画作成を支援する

実施・遵守促進委員会の組織的事項

構成

[決定20/CMA1附属書、パラ5-6]

- ✓ 委員会は、関連する科学的、技術的、社会経済的、又は法的な分野の専門性を持つ12人から構成され、ジェンダー・バランスの目標を考慮しつつ、CMAによって選出される
⇒ 国連5地域(アフリカ、アジア、東欧、ラテン・アメリカとかリフ海域、西欧とその他の諸国)から2人ずつ
⇒ 小島嶼開発途上国、後発開発途上国から、それぞれ1人
- ✓ CMAは委員会の委員に加え、それぞれの委員の代理委員を選出する(合計24人)

任期

[決定20/CMA1附属書、パラ7-9]

- ✓ 委員と代理委員の任期は3年(最大2期連続まで)
⇒ CMA2で、任期2年半の6人の委員と6人の委員代理、任期3年の6人の委員と6人の委員代理を選出する。その後は、全て任期3年で選出する。
- ✓ 委員又は代理委員が辞職した場合又は任期を全うすることができない場合、当該委員又は代理委員の出身締約国が自国の専門家を指名し、残りの任期を務める

共同議長

[決定20/CMA1附属書、パラ11]

- ✓ 委員会は、地理的な衡平性を確保しつつ、委員の中から2人の共同議長(任期3年)を選出する

開催

[決定20/CMA1附属書、パラ12]

- ✓ 他の決定がない限り、委員会は2020年から年2回の会合を開催する(補助期間会合との同時期開催が望ましい)

定足数

[決定20/CMA1附属書、パラ15]

- ✓ 委員会で決定を採択するためには、10以上の委員の出席が必要

決定

[決定20/CMA1附属書、パラ16]

- ✓ 委員会はコンセンサスによる決定に合意できるよう最大限の努力を行なう。それが難しい場合、出席し投票した委員の3/4以上の賛成により決定を採択できる。

委員会実施規則の作成

[決定20/CMA1附属書、パラ17-18]

- ✓ 2020年のCMA3での採択を目指し、委員会が委員会実施規則(rules of procedure)の作成を行う

方法・手続きの見直し

[決定20/CMA1附属書、パラ2]

- ✓ 委員会の勧告を考慮しつつ、本指針の実施によって得られた経験を基礎として、2024年のCMA7にて、本方法・手続きの最初の見直しを行い、以降定期的に見直しを実施する